

# 市民委員会資料②

## 1 所管事務の調査（報告）

### (2) 第4次川崎市子どもの権利に関する計画（案）に関するパブリックコメント手続について

資料1 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）概要

資料2 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に対するパブリックコメント手続用資料

資料3 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）

参考資料 川崎市子どもの権利に関する条例

市民・こども局

（平成26年1月22日）

## 第1章 計画の策定にあたって

### <計画の目的>

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画は、子どもの権利に関する条例第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

### <計画策定の経緯と背景>

- 1989年 児童の権利に関する条約国連採択  
理念：子どもは権利の主体
- 1994年 同条約日本批准
- 1998年 条例策定に向けた取組

約200回を超える会議や市民、子どもたちとの意見交換により、条例の骨子案について検証

- 2000年 「川崎市子どもの権利に関する条例」制定
  - ・国連の児童の権利に関する条約の理念に基づいた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例
  - ・虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、多くの市民や子どもの参加のもとにつくられた、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるための条例
- 2001年 「川崎市子どもの権利に関する条例」施行
- 2005年 第1次行動計画（2005～2007年度）策定
- 2008年 第2次行動計画（2008～2010年度）策定
- 2011年 第3次行動計画（2011～2013年度）策定

第4次行動計画は、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴き、児童虐待やいじめ問題などの社会状況も踏まえて、条例の内容と計画に基づく各施策の関係性が明確になるように策定しました。

### 川崎市子どもの権利委員会について

- ・条例第38条に基づき子どもの権利の保障状況を検証する第三者機関
- ・人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成

### <第4次行動計画の期間>

2014（平成26）年度 ～ 2016（平成28）年度（3年間）

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 第3次行動計画の主な成果

#### ○相談・救済の推進

広報啓発DVDの学校への配布や、人権オンブズパーソンについて紹介する子ども教室の実施により、相談・救済制度を子どもたちへ周知しました。

#### ○子どもの参加の促進

各子ども会議の活動に関する情報の共有により、子ども会議の活動が活性化しました。また、いくつかの区において子ども向けのホームページを開設し、地域での子どもの参加の促進を図りました。

#### ○子どもの居場所の拡充

不登校などの児童・生徒に対する指導を行う適応指導教室「ゆうゆう広場（たかつ）」を増設するなど、新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

#### ○総合的な子ども施策の推進と地域との連携の充実

区を中心とした地域の子どもの育ち支援のネットワークを拡充し、情報交換の場の確保や子育てイベントの実施など、地域の実情に合わせた施策を推進しました。

#### ○児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制の充実

「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、児童家庭支援・虐待対策室、区に児童家庭課を設置するなど、虐待に対する連携の強化と相談支援体制を充実させました。

### 課題

#### 条例の認知度の低下

- ・子どもの権利保障の推進には条例が正しく理解されることが重要ですが、**条例を「知っている」と回答した子どもは、2003（平成11）年の45.2%から2008（平成20）年には32.4%に低下しました。**
- ・2011（平成23）年からは回答項目を追加し、一概に比較できないものの**条例を「知らない」と回答した子どもは6割にのぼりました。**

#### 虐待相談・通告件数の増加

- ・児童相談所での虐待相談・通告件数は、2005（平成13）年度の435件から、2012（平成24）年度は**1,237件と3倍近くに増加しています。**

#### 親等の子育てストレスと負担

- ・**子育てについて、多くは肯定的にとらえているものの「子どもをどなってしまおう」、「自分の時間がなくてつらい」等否定的に捉える親等も少なからずいました。**

#### 根絶されない体罰

- ・2012（平成24）年度に**体罰による処分事案が3件**が報告されており、体罰のない指導の推進が求められます。

#### なくならないいじめ

- ・2012（平成24）年度のいじめの認知件数は**過去5年間で最も多い1596件**でした。
- ・2012（平成24）年度の人権オンブズパーソンでのいじめの相談は**60件**で、権利侵害のない相談を除いて**最も多い内容**でした。

#### 居場所を失った子どもたち

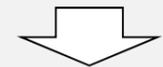
- ・2012（平成24）年度の小学校における不登校児童数は210人で、全児童数に占める割合としては**全国平均とほぼ同数の0.30%**でした。一方、**中学校における不登校生徒数は1,010人で、全生徒数に占める割合は3.58%**と、**全国平均の2.70%と比較すると高い水準**でした。

#### 十分に活用されていない相談・救済制度

- ・**相談・救済機関について、多くの子どもが認知しているにもかかわらず、困ったり悩んだりしたとき「どこにも相談しない」と回答する子どもは6割**でした。

### ～課題の解決に向けて～

- ・各課題への対応については、第4次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。
- ・課題の根底には子どもの権利に対する理解不足があると考えられます。  
条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方が理解されることは、子どもの権利保障を推進する上で重要であり、条例に基づく施策を多くの市民に知ってもらうことは、全ての課題解決にかかわっています。



# 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）概要

## 第3章 計画の基本的な考え方と体系

第4次行動計画では、課題の解決のために条例の子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう策定しました。

### ～ 基本理念 ～

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの基本理念のもと目標に向けて取り組みます。

- 1 子どもは、それぞれが一人の人間である
- 2 子どもは、権利の全面的な主体である
- 3 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- 4 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- 5 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- 6 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

**基本目標** 現状に合わせてこれまでの目標や理念を再度整理したものを計画の基本目標とします。

子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもの意見表明・参加の推進

子どもにやさしいまちづくりの実現

**施策の方向** 各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを施策の方向に位置付けます。

- 1 **広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(条例第1章)**  
子どもの権利に関する広報や、市民参加のもとに子どもの権利の啓発イベントなどを行います。  
(例) 条例パンフレットの配布や講師派遣、市民参加による子どもの権利の日のつどいの実施など
- 2 **個別の支援(条例第2章)**  
国籍や性別、障害等により差別や不利益を受けることがないように、子どもの置かれている状況に応じ、個別の支援を行うよう努めます。  
(例) やさしい日本語による情報発信、各種相談事業など
- 3 **家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)**  
親に対する子育て支援、学校、保育園等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。  
(例) 虐待未然防止事業、いじめ防止に向けた職員研修など
- 4 **子どもの参加(条例第4章)**  
市政について子どもの意見を求めるほか、子ども向けの事業などにより子どもの参加を支援します。  
(例) 子ども会議の開催、子どもを対象とした施設見学の実施、子ども運営委員会の開催など
- 5 **相談及び救済(条例第5章)**  
子どもが気軽に相談できる環境をつくり、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。  
(例) 人権オンブズパーソン子ども教室の実施、ホームページによる各種相談機関の広報など

**重点施策** 課題を踏まえ、特に重点的に取り組む必要があるものについては、重点施策として位置付けます。

- (1) **子どもの権利の理解を広める取組**  
子どもの権利の理解は、施策全体の推進につながり基本目標達成に大きく寄与すると考えられるため  
・子どもの権利の日のつどいの開催  
・子どもの権利に関する週間における権利学習  
・マンガを用いたリーフレットや、アニメによるDVD、絵本を活用し、対象範囲を広げた広報・啓発の実施 など
- (2) **子どもを権利侵害から守る取組**  
虐待、体罰、いじめなどの権利侵害は早急に対応する必要があるため  
・学校や保育園職員等を対象とした研修の充実  
・こども本部、区役所、児童相談所の連携強化による虐待未然防止事業の推進  
・乳幼児健診時の親等への支援・相談体制の周知 など
- (3) **居場所を失った子どもへの支援の取組**  
子どもが「居場所」を失うことは、子どもの豊かな成長に影響を与えるため  
・子どもの居場所としての施設において支援を充実  
・子どもの居場所を具現化した子ども夢パークの広報を通じた、居場所という考え方やその役割についての広報・啓発 など

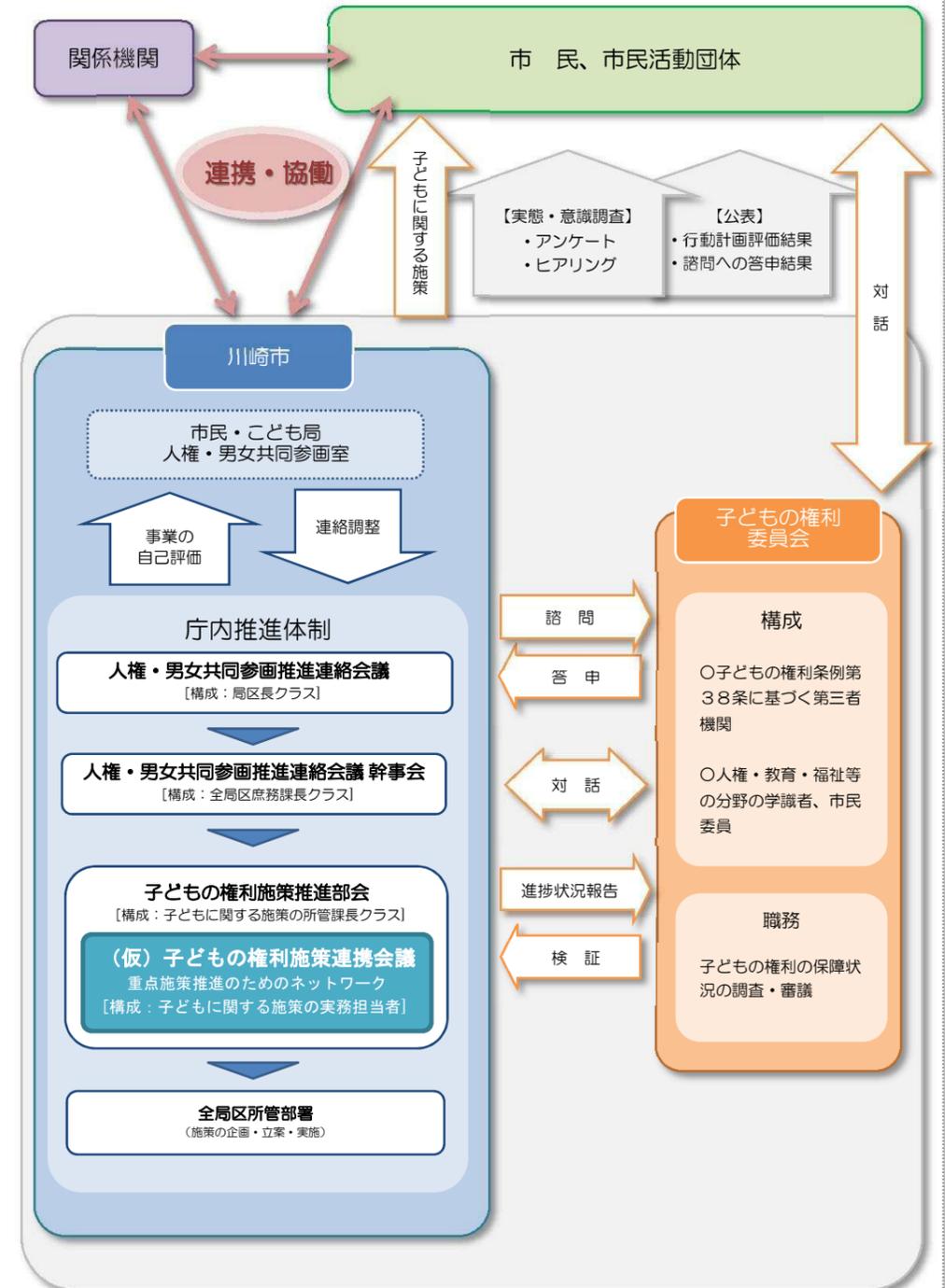
### (仮) 子どもの権利施策連携会議

重点施策については、所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による、定期的な情報交換や必要に応じた協議の場として(仮)子どもの権利施策連携会議を設けます。これにより組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて重点施策を推進します。



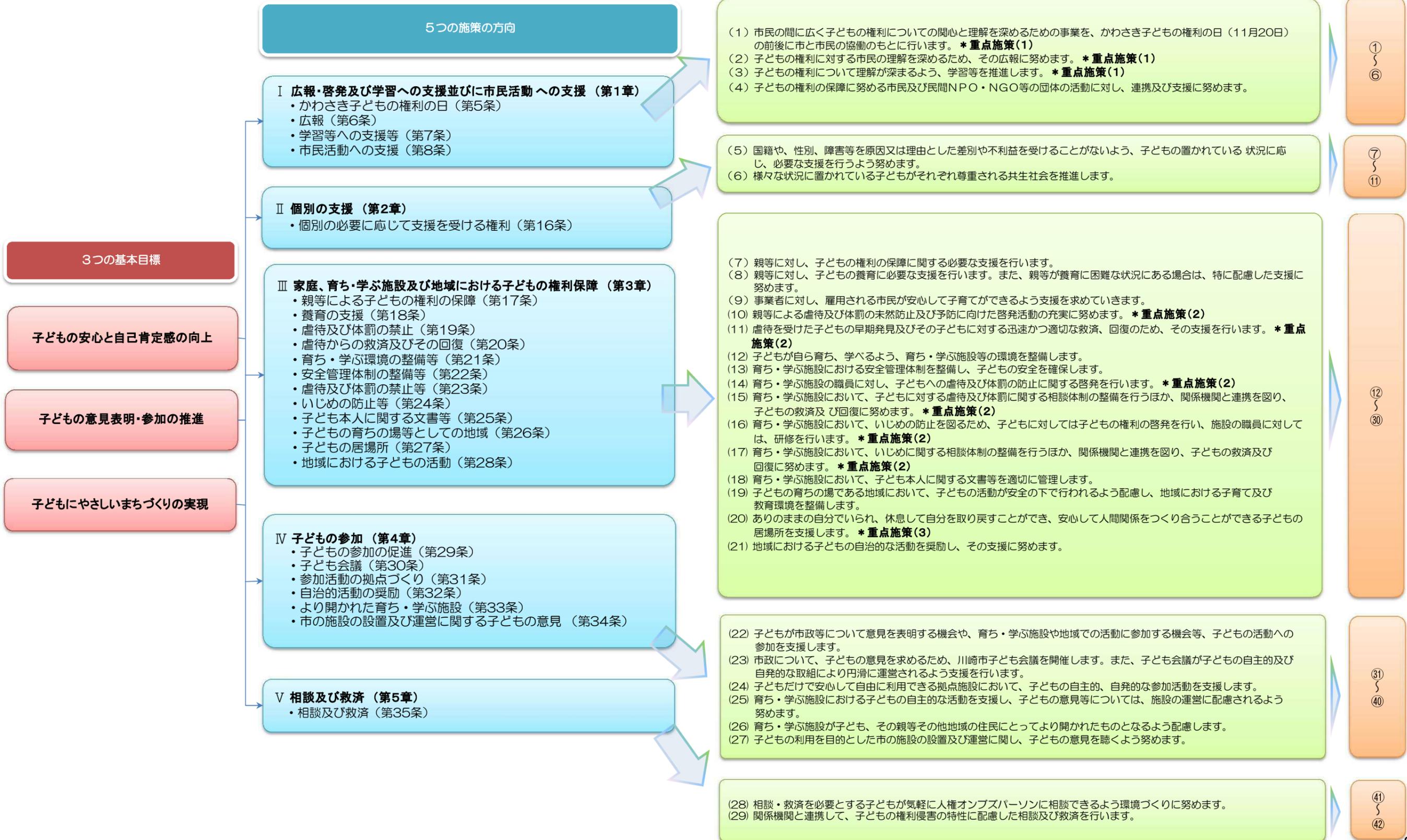
## 第4章 推進体制及び評価・検証

以下の推進体制により計画を実行し、評価・検証を行っていきます。



# 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）概要

第4次行動計画では基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策の中でも、特に重点的に取り組む3つを重点施策として位置付けています。この体系に基づき、事業を実施します。





11月20日はかわさし子どもの権利の日

# 子どもの権利を守るための 行動計画が新しくなります。

このたび、川崎市では第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）を策定しました。ついては、計画に対する市民の皆様からの御意見を募集します。

## 「子どもの権利に関する行動計画」ってなに？

川崎市には、子どもを一人ひとりの人間として尊重し、権利侵害から守り、子どもが自分らしく生きることを支えることを目的とした子どもの権利に関する条例があります。子どもの権利に関する行動計画はこの条例に基づき、子どもの権利を総合的に保障するために策定する計画です。

### 1 募集期間

2014（平成26）年1月24日（金）～2月24日（月）\*郵送の場合、募集期間終了日必着

### 2 計画の閲覧方法

「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」は、人権・男女共同参画室（市役所本庁舎東館3階）、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、市ホームページで御覧になれます。

### 3 意見の提出方法

意見書、又はその他の用紙（書式自由）を用いて郵送、持参、FAXにより提出するか、市ホームページのフォームメールにより、御意見をお寄せください。

### 4 提出先・問い合わせ先

川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室  
【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1  
【電話】044-200-2344  
【FAX】044-200-3914



川崎市 意見を募集している政策等

検索

ケータイ  
スマホはこちらから→

- \*お寄せいただいた御意見に対して個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理し、市のホームページで公表します。
- \*記載していただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。
- \*皆様からの御意見等を踏まえて計画を策定し、2014（平成26）年4月に施行する予定です。

## 説明会を開催します。ぜひ、御参加ください！

【日時】2014（平成26）年2月2日（日）午後2時30分～3時30分

【場所】川崎市子ども夢パーク多目的室  
川崎市高津区下作延5-30-1  
JR南武線 津田山駅から徒歩5分  
※当日、車での来場は御遠慮ください。

【定員】40名

【申込み】川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室  
電話 044-200-2344  
FAX 044-200-3914

\*いずれかの方法で、1月31日（金）までにお申込みください。

なお、申込みが定員に満たない場合は、当日直接御参加いただくこともできます。



## 意見書

<b>題名</b>	第4次川崎市子どもの権利の権利に関する行動計画の策定について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地)			
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

### 提出先

<b>部署名</b>	市民・こども局人権・男女共同参画室		
<b>電話番号</b>	044-200-2344	<b>FAX番号</b>	044-200-3914
<b>住所</b>	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		

# 第4次川崎市

## 子どもの権利に関する行動計画（案）

2014年度～2016年度

川 崎 市

2014（平成26）年1月



KAWASAKI CITY

## もくじ

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的…………… ( 1 )
- 2 計画策定の経緯と背景…………… ( 1 )
- 3 計画の位置付け…………… ( 2 )
- 4 計画の期間…………… ( 2 )

### 第2章 これまでの取組の成果と課題

- 1 成果…………… ( 3 )
- 2 課題…………… ( 6 )

### 第3章 計画の基本的な考え方と体系

- 1 基本理念…………… ( 1 4 )
- 2 体系図…………… ( 1 6 )
- 3 基本目標…………… ( 1 8 )
- 4 施策の方向…………… ( 2 0 )
- 5 重点施策…………… ( 3 6 )

### 第4章 推進体制及び評価・検証

- 1 庁内推進体制…………… ( 4 0 )
- 2 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働…………… ( 4 1 )
- 3 市による自己評価の実施…………… ( 4 1 )
- 4 権利委員会による施策の検証の実施…………… ( 4 1 )

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の目的

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、2001（平成13）年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。）第36条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

### 2 計画策定の経緯と背景

子どもの権利条例は、1989（平成元）年国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。）」（日本は1994（平成6）年批准）に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

国連の条約採択後、本市では虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、1998年（平成10）年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行い、2000（平成12）年12月に条例を制定、2001（平成13）年4月に施行しました。

条例では、第38条で子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置を定めています。市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向などに反映させてきました。

諮問年と主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
2001 子どもの参加	第1期	第1次（2005～2007年度）
2004 子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（2008～2010年度）
2007 子どもの相談及び救済	第3期	第3次（2011～2013年度）
2010 条例の広報・啓発	第4期	第4次＝本計画

第3期の諮問事項「子どもの相談及び救済」における調査・審議の中では、虐待など深刻な権利侵害を受けながら子ども自らのSOS発信につながっていない実態が明らかになりました。また、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、市と権利委員会とで川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施し、条例の認知度の経年変化を追ってきましたが、第3回（2011（平成23）年実施）までの結果で低下傾向にあることがわかりました。

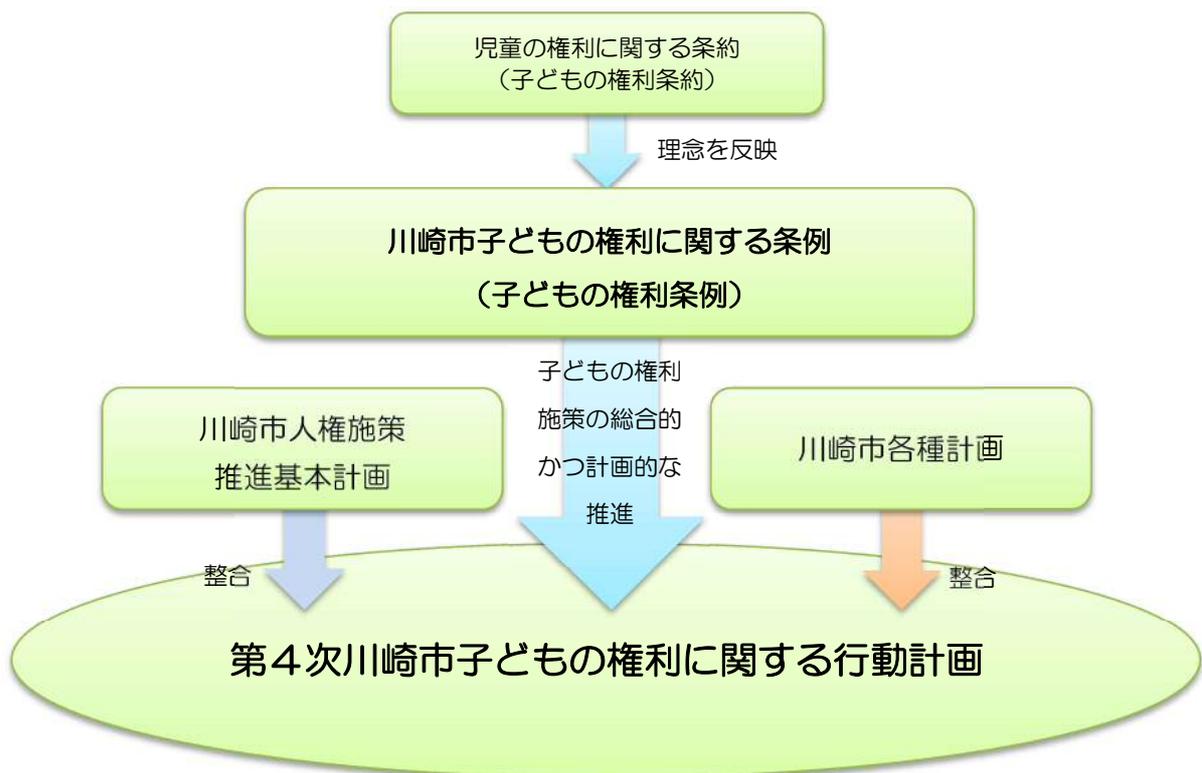
これを受けて条例の広報・啓発について諮問された第4期権利委員会は、その答申の中

で「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」とし、子どもの権利保障を推進する上では、市民の間での条例の認知と正しい理解が重要であることを述べました。第4次行動計画はこのような権利委員会の意見と児童虐待やいじめ問題などの現在の社会状況を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係性が明確になるように策定しました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、国連の条約の理念を踏まえた条例の第36条に基づき策定しています。また、国の次世代育成支援対策推進法に基づく「かわさき子ども『夢と未来』プラン」、児童虐待のないまちづくりを推進し、児童家庭支援・児童虐待対策の強化・充実を図る「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進基本計画」、教育の基本となる計画である「かわさき教育プラン」等の子どもに関わる各種計画や、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画」との整合性も踏まえて策定しました。

#### 【第4次行動計画の関連図】



### 4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度の3年間とします。

2014（平成26）年度 ～ 2016（平成28）年度（3年間）

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1 成果

本市では、2001（平成13）年の条例施行以降、子どもの権利を保障するための各種制度を整備するとともに、組織再編・拡充により子どもの権利施策を推進してきました。次の5点が条例制定以降のおもな取組と第3次行動計画におけるおもな成果です。

#### （1）相談・救済の推進

条例制定以降のおもな取組	権利侵害からの相談・救済機関として、2002（平成14）年に「人権オンブズパーソン <sup>1</sup> 」を設置するなど、これまで子どもの相談・救済に取り組んできました。
第3次行動計画における成果	2012（平成24）年に学校向け人権オンブズパーソン広報・啓発DVDを作成し、市立小・中学校等に配布しました。また、学校において人権オンブズパーソンの活動について紹介する「子ども教室」を引き続き実施し、いじめや友達とのトラブルなどの問題について子どもたちに話すなど、相談・救済制度を周知しました。

#### （2）子どもの参加の促進

条例制定以降のおもな取組	子どもが市政や施設の運営等に対して参加できる「学校教育推進会議 <sup>2</sup> 」を2002（平成14）年に設置したほか、2003（平成15）年から子どもに市政について意見を求めるための「川崎市子ども会議 <sup>3</sup> 」を開催するなど、子どもの意見表明と参加を推進してきました。また、市のホームページ上に「こどもページ」 <sup>4</sup> を作成し、子どもの参加を支援しました。
第3次行動計画における成果	2013（平成25）年に市、行政区、中学校区における各子ども会議のこれまでの活動を集約したガイドブックを作成しました。これにより各子ども会議の活動に関する情報が共有され、子ども会議同士の交流が促進されるなど、子ども会議の活動が活性化しました。また、市のこどもページのほか、いくつかの区でもこどもページを開設し、地域の身近な情報を提供することで、子どもの参加の促進を図りました。

<sup>1</sup> 川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申し立てができる制度です。

<sup>2</sup> より開かれた学校をつくるために、学校教育法施行規則に定められた学校評議員制と、子どもの権利条例第33条に基づく仕組みである「定期的に話し合う場」の機能をあわせ持ったものとして市立の学校に設置された会議です。学校の運営等について、保護者、地域住民、児童、教職員、有識者等への意見聴取と説明等を行います。

<sup>3</sup> 条例に基づく会議で、子ども自身の自発的な運営により進められ、活動をとおり、子どもが主体的に子どもの意見をまとめています。また、まとめた子どもの意見は市長へ提出することができます。

<sup>4</sup> 子どもを対象とした市のホームページのことで、子ども向けの事業や市に関する情報を子どもに分かりやすい表現で載せています。

### (3) 子どもの居場所の拡充

条例制定以降のおもな取組	子どもが安心してありのままの自分でいられる場所、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点施設として、2003（平成 15）年に川崎市子ども夢パーク <sup>5</sup> を開設しました。
第 3 次行動計画における成果	不登校などの児童・生徒に対する指導を行う適応指導教室「ゆうゆう広場 <sup>6</sup> （たかつ）」を 2012（平成 24）年に増設して 6 施設とするなど、新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

### (4) 総合的な子ども施策の推進と地域との連携の充実

条例制定以降のおもな取組	2008（平成 20）年、子ども施策を一元化するため「市民局」を「市民・こども局」に変更し、新たに「こども本部」を設置することで、総合的な子ども施策の推進体制を整えました。 同時に、子どもに身近な地域における子ども・子育て支援を進めるために区役所に「こども支援室」を設置しました。
第 3 次行動計画における成果	区を中心とする地域における子ども・子育て支援に関わる市民や関係機関等のネットワークを充実させ、情報交換の場の確保や子育て支援のイベントを実施するなど、地域の実情に合わせた子ども、子育て施策を推進しました。

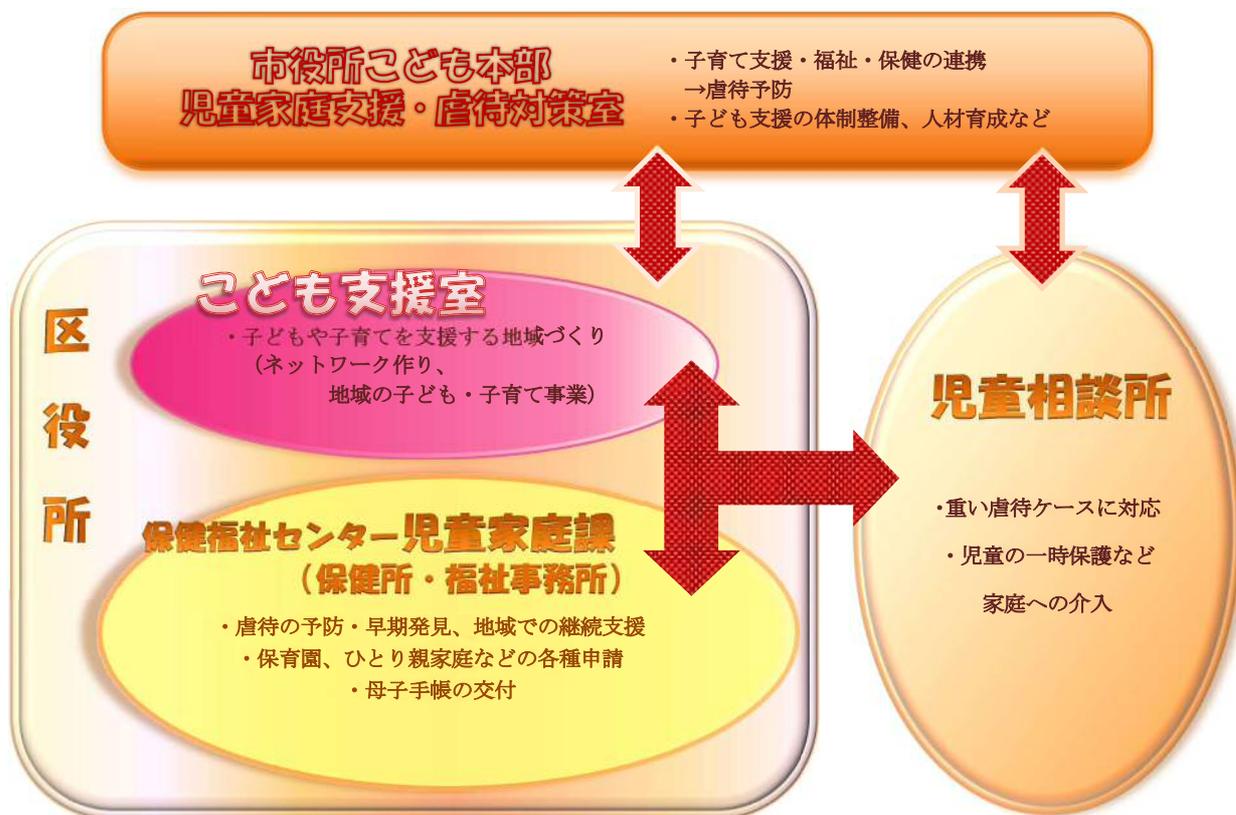
<sup>5</sup> 条例の「子どもの居場所」、「子どもの活動拠点」を具現化する施策の 1 つとして設置された施設であり、運営方法や決め事、行事などは子どもの参加により決定しています。

<sup>6</sup> 不登校等の子どもに対して教育相談、体験活動等により支援を行う事業及びその施設のことで、通称ゆうゆう広場と呼んでいます。

(5) 児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制の充実

<p>条例制定以降のおもな取組</p>	<p>2007（平成19）年から、児童相談所に入所している子どもに対して、子どもの権利や相談方法を紹介した「子どもの権利ノート」を配布するなど、虐待を受けた子どもに対する権利保障に向けて取り組んできました。</p>
<p>第3次行動計画における成果</p>	<p>2012（平成24）年10月に虐待から子どもを守ることを目的とした「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。</p> <p>これを踏まえ、こども本部内に虐待への対策を行う「児童家庭支援・虐待対策室」を設置し、また、区役所においては保健、福祉、教育の各分野における専門職を配置した「児童家庭課」を設置しました。これにより、児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制を充実させました。</p>

【虐待に対する組織連携イメージ】



## 2 課題

子どもの権利条例の制定以降、多くの取組が行われてきましたが、次のような課題が残されています。

### (1) 条例の認知度について

これまでの実態・意識調査の結果、条例の認知度は条例制定時の2003（平成15）年に比べると2008（平成20）年まで低下傾向にあります。2011（平成23）年の調査では、より丁寧に調査するため、新たに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」という回答項目を加えたため、過去の調査と一概に比較できませんが、子ども、おとな共におよそ6割が「知らない」という結果となっています。

権利委員会では「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」と述べています。子どもの権利保障を推進する上では、市民の間で条例が正しく理解され、条例に基づく各種事業が多くの市民、特に子どもに広く知ってもらうことが大変重要であり、条例の認知度の低下は大きな課題と言えます。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（1）～（3）／P.20～21〕

表1

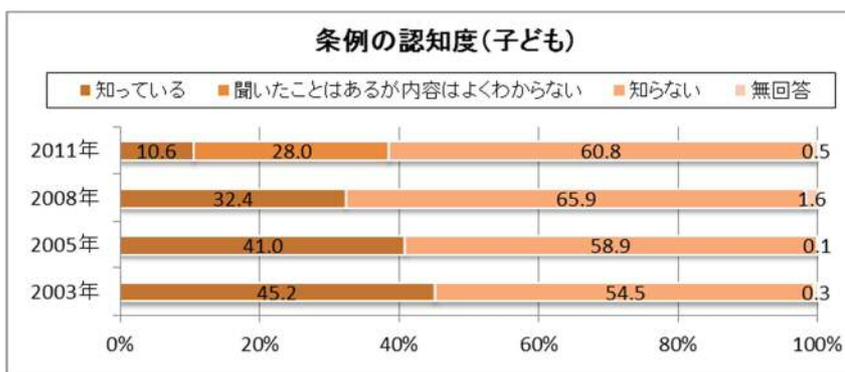
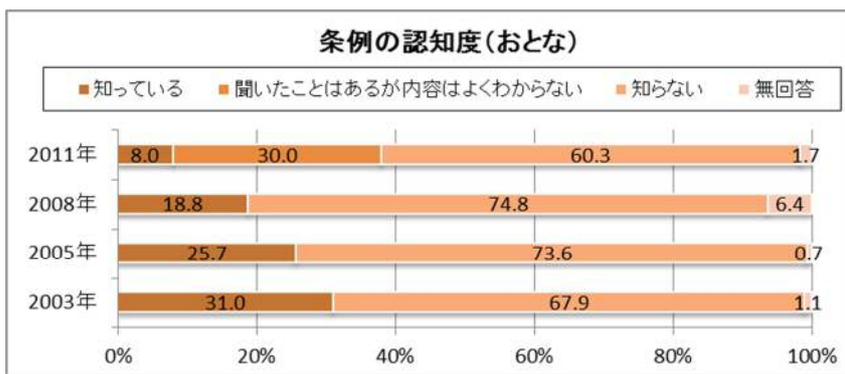


表2

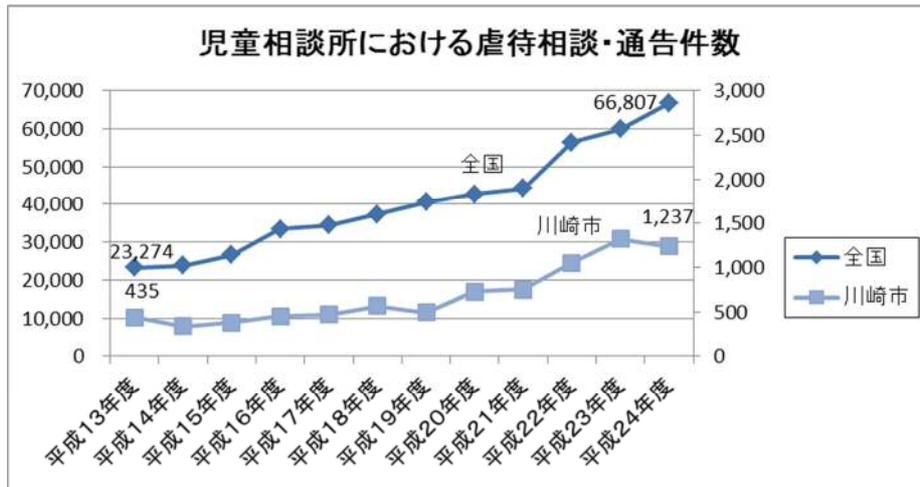


(注) 2011（平成23）年調査では、「知っている」、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」、「知らない」の3択  
出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

### (2) 児童虐待について

児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数は全国的に増加しており、川崎市においても2001（平成13）年度の435件から2012（平成24）年度は1,237件と3倍近くに増加しています。さらには児童虐待による死亡事例も発生しています。

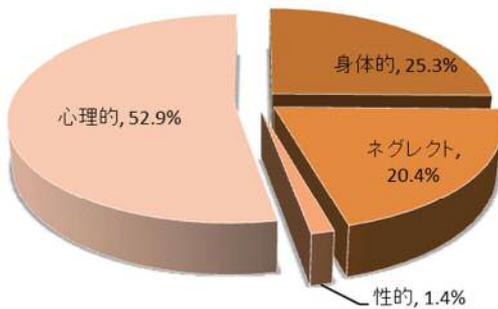
表 3



(注) 平成22年度の全国の件数は、福島県を除いて集計した数値です。平成24年度の全国の件数は、速報値を掲載しています。  
 出展：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

### 種別虐待相談・通告件数割合

表 4



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

虐待の種別を見ると、近年心理的虐待の増加が著しく、全体の5割を超えています。心理的虐待には配偶者間暴力（DV）の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれております。子どもの面前での配偶者間暴力（DV）は、平成2004（平成16）年の児童虐待防止法改正から心理的虐待に分類されるようになりました。

### 年代別虐待相談・通告件数割合

表 5

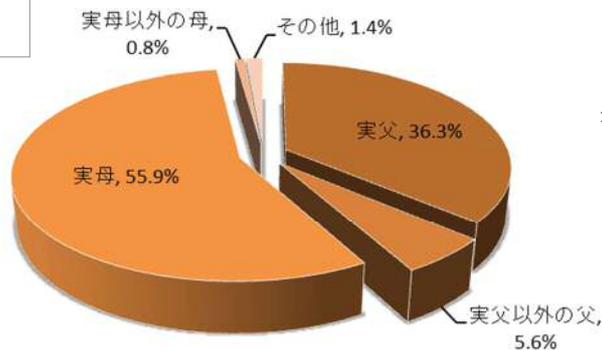


出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25年）8月発行）

年代別では0歳から就学前の未就学児が47.8%と半数近くを占め、次いで小学生は33.5%、中学生は12.8%となっており、虐待を受けている子どもの約8割は小学生以下となっています。

## 虐待者別虐待相談・通告件数割合

表 6



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

また、虐待者別では、主な虐待者は実母が55.9%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者となってしまう傾向が強いことが伺えます。

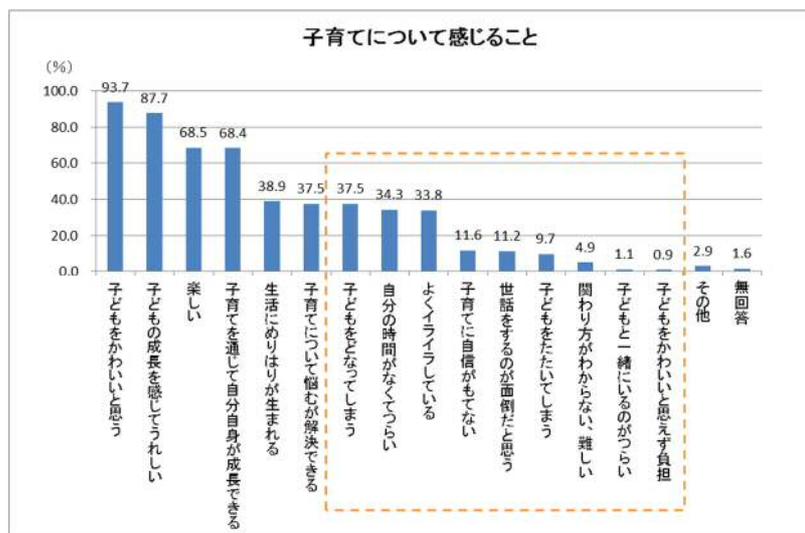
〔第4次行動計画への反映：推進施策（10）、（11）、（14）、（15）／P.25～27〕

### （3）子育てに関する親等のストレスや負担について

子育てに関する意識調査において「子育てについて感じること」を調査したところ、多くは肯定的に捉えているものの、「子どもをどなってしまふ」「自分の時間がなくてつらい」など、否定的にとらえる親も少なからずおり、子育てに関する精神的なストレスや負担が大きいという結果が表れています。これらは、条例で規定している子どもの「安心して生きる権利」の保障に影響を与え、虐待などにつながる可能性があります。子どもの権利を保障する上では、子育てをする親等に対する支援も進める必要があります。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（7）・（8）・（9）／P.24～25〕

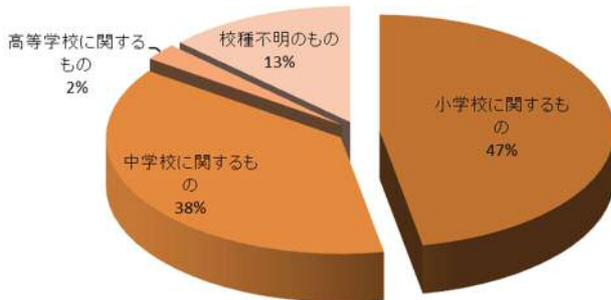
表 7



出典：川崎市子育てに関する意識調査（2012（平成24）年3月発行）

表 8

ホットラインにおける相談内容割合



出典：「川崎市体罰の実態把握に関する調査結果（第2次報告）について」（2013（平成25）年6月 報道発表資料）

（4）体罰について

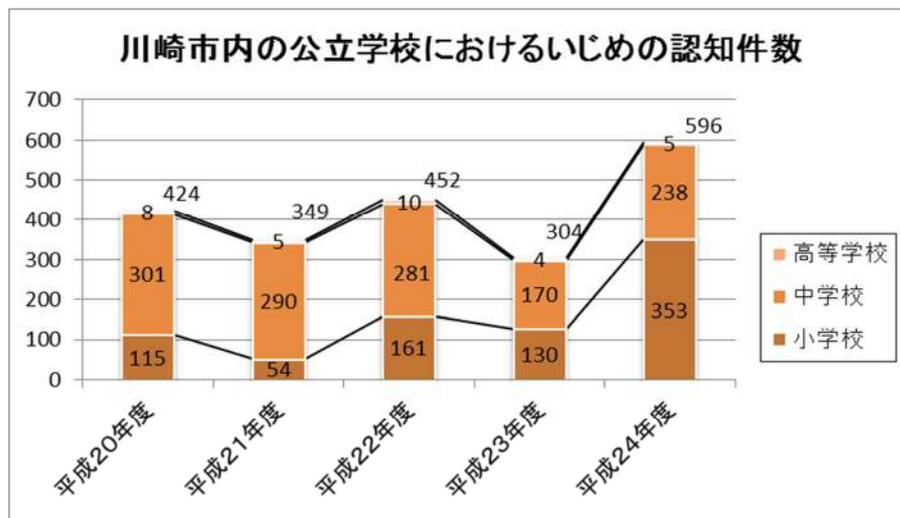
体罰については、他の自治体で発生した部活動中の体罰が背景と思われる高校生の自死事件をきっかけに、教育委員会が2012（平成24）年度の体罰の実態把握に関する調査を実施しました。調査結果では、体罰として処分該当事案3件が報告されています。市が実施した電話相談ホットラインにおいては、開始から35日間に85件もの電話相談が寄せられました。条例では体罰の禁止が明示されており、体罰のない指導の推進が求められます。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（14）、（15）／P.27〕

（5）いじめについて

2012（平成24）年度の川崎市内の公立学校におけるいじめの認知件数は、過去5年間で最も多い596件でした。これは学校において、早期発見・早期対応を目指して、いじめと疑われるものまで丁寧に取り上げたためと捉えています。

表 9



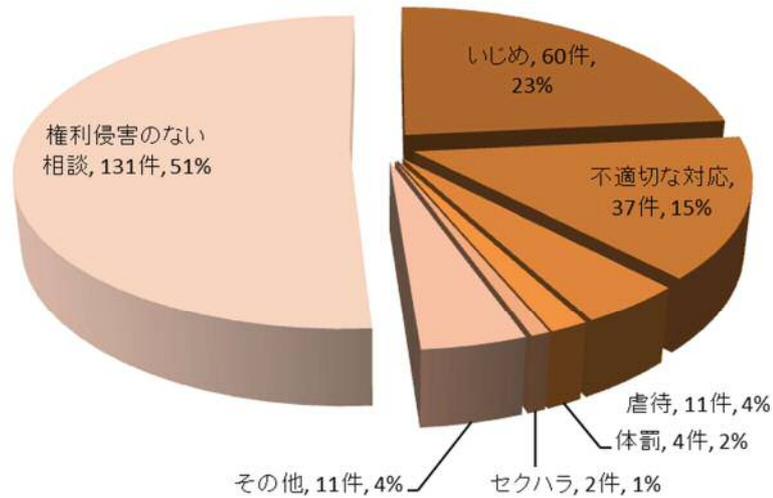
出典：文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（各年度）

一方、人権オンブズパーソンの相談内容においては、いじめは権利侵害のない相談を除いて最も件数の多い相談内容であったことから、今後も引き続きいじめに対する早期発見と早期対応への取組が必要です。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（16）、（17）／P.28〕

## 人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容

表 1 0



(注) 不適切な対応とは、学校等の不適切な対応に関する相談を示しています。  
出典：川崎市人権オンブズパーソン平成24年度報告書（2013（平成25）年5月発行）

### (6) 不登校等居場所<sup>7</sup>を失った子どもについて

2012（平成24）年度の川崎市内の公立学校における不登校児童・生徒数はここ5年間を見るとやや減少しています。また、本市の教育相談センター来所面接相談における不登校に関する相談も減少傾向にあります。

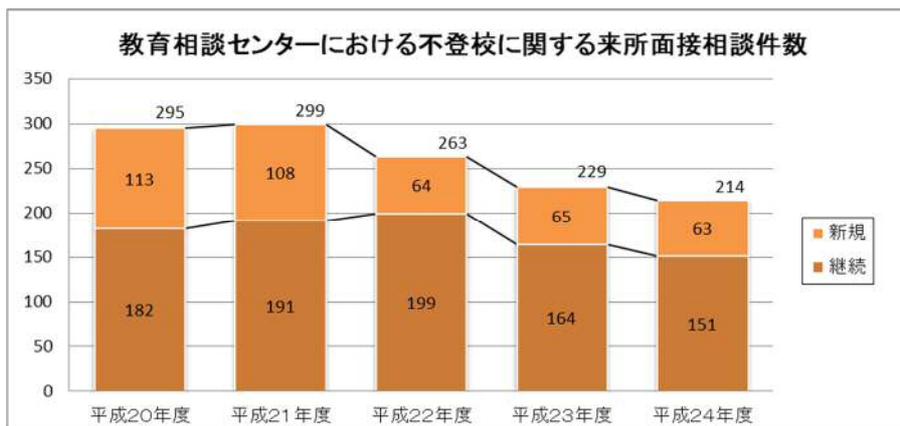
表 1 1



出典：文部科学省学校基本調査結果及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（各年度）

<sup>7</sup> 条例では「ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、もしくは活動することは安心して人間関係を作り合うことができる場所」であり、子どもにとって大切であるとしています。なお、居場所を失った子どもとは、不登校の児童・生徒のほか、生活の中で安心して自分らしく過ごせる場所のない子どもを含みます。

表 1 2



出典：川崎市総合教育センター事業報告書（各年度）

しかし、2012（平成 24）年度の川崎市内の公立学校における不登校児童・生徒割合を全国平均と比較すると、小学校においては大きな差はなかったものの、中学校における不登校生徒の割合は 3.58%であり、全国平均 2.70%と比較すると高い水準にあります。

＜2012（平成 24）年度公立小学校における不登校児童数の割合＞

表 1 3

	児童数	不登校児童数	不登校児童数の割合
全国	6,642,721人	21,067人	0.32%
川崎市	70,375人	210人	0.30%

＜2012（平成 24）年度公立中学校における不登校生徒数の割合＞

表 1 4

	生徒数	不登校生徒数	不登校生徒数の割合
全国	3,269,759人	88,239人	2.70%
川崎市	28,192人	1,010人	3.58%

出典：2012（平成 24）年度 文部科学省学校基本調査結果及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から作成

本市では不登校児童・生徒をはじめとした子どもの居場所となる施設を設置しています。市内 6 か所に設置された適応指導教室「ゆうゆう広場」、高津区にある「フリースペースえん<sup>8</sup>」、川崎区と宮前区にある「こどもサポート<sup>9</sup>」などの施設を通じて中学生を中心とした居場所を失った子どもの支援を進める必要があります。

〔第 4 次行動計画への反映：推進施策（20）／P. 30〕

<sup>8</sup> 学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パーク内に設置された公設民営のフリースペースです。

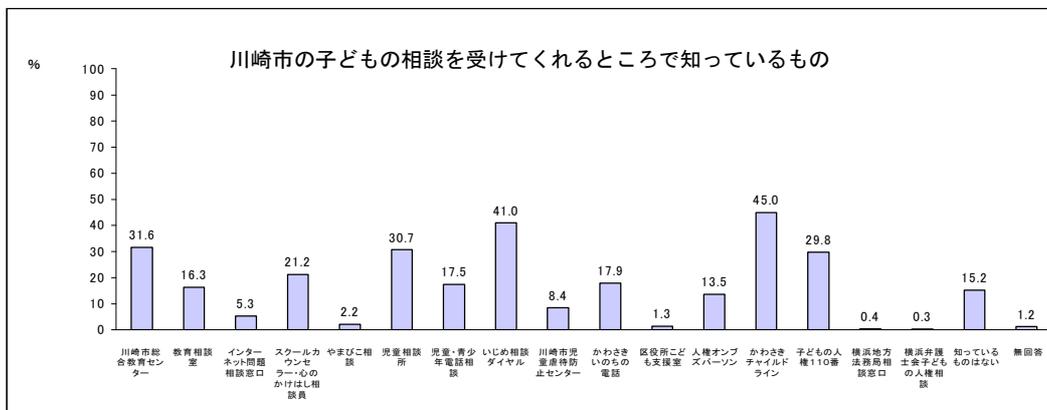
<sup>9</sup> 区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のことで、川崎区の旭町文化センターの一部を活用したこどもサポート旭町、宮前区の南野川小学校第 4 校舎の一部を活用したこどもサポート南野川の 2 つがあります。

(7) 相談機関・救済制度の利用について

相談・救済機関については、多くの子どもが知っているにも関わらず、必要なときに相談先として選択されていないという結果が表れています。条例では虐待や体罰、いじめ等の権利侵害によって傷ついたり困ったりしている子どもを支えることが明示されています。子どもが相談しやすい環境づくりとして一層の相談機関の周知が求められます。

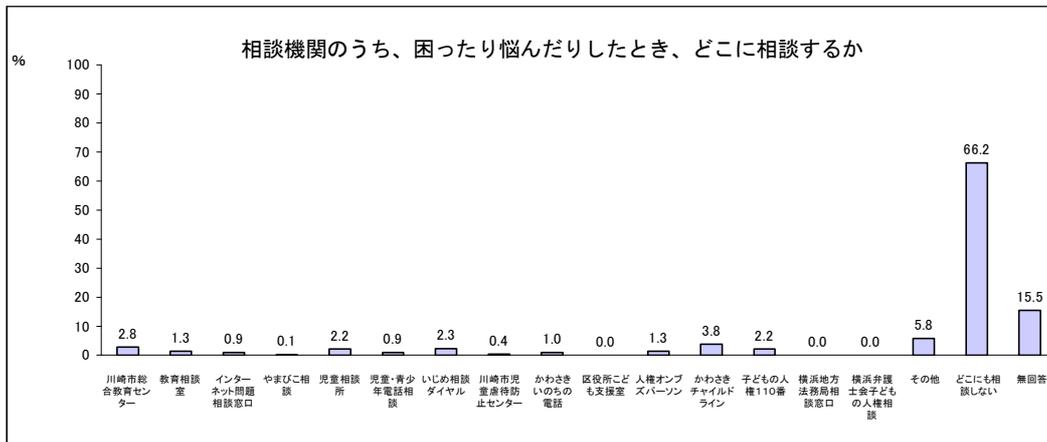
[第4次行動計画への反映：推進施策(28)、(29) / P. 35]

表15



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

表16



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

～課題解決に向けて～

第3次行動計画によりこれまで一定の成果を得ることができましたが、今なお課題も残されています。これら各課題への対応については、第4次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。

また、こうした課題の根底には子どもやおとなの間での子どもの権利に対する理解の不足があると考えられます。条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方が理解されることは、子どもの権利保障を推進する上で重要であり、条例に基づく施策を多くの市民に知ってもらうことは全ての課題解決にかかわっています。

### 第3章 計画の基本的な考え方と体系

第2章で示した課題を解決に導くためには、子どもの権利保障を進めると同時に条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることが必要です。そのため第4次行動計画では、条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう策定しました。

#### 1 基本理念

##### <計画の基本理念>

- (1) 子どもは、それぞれが一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体である
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

第4次行動計画では、条例の前文全7段落のうち、子どもの権利保障を進める決意を宣言した7段落目を除く各段落の趣旨をまとめたものを基本理念としています。

子どもの権利条例の前文は、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しており、子どもの権利に関連する各施策を実施する上で欠かすことのできないものです。そのため、本計画は上記の6つの基本理念のもと目標に向けて取り組みます。

##### (1) 子どもは、それぞれが一人の人間である

まず、条例策定時の1999（平成11）年12月に開催された川崎子ども集会代表者会議において、川崎子ども集会のアピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分は自分であることを大切に」してほしい、「子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

##### (2) 子どもは、権利の全面的な主体である

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども感」を転換しており、本条例においてもこれを条例の前提として位置付けています。そして、「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則を条例の理念として明記しています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れ、さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」について、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章<sup>10</sup>では、子どもを「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、条例においても、今の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもとおとなの対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての本市における子どもの役割を表しています。

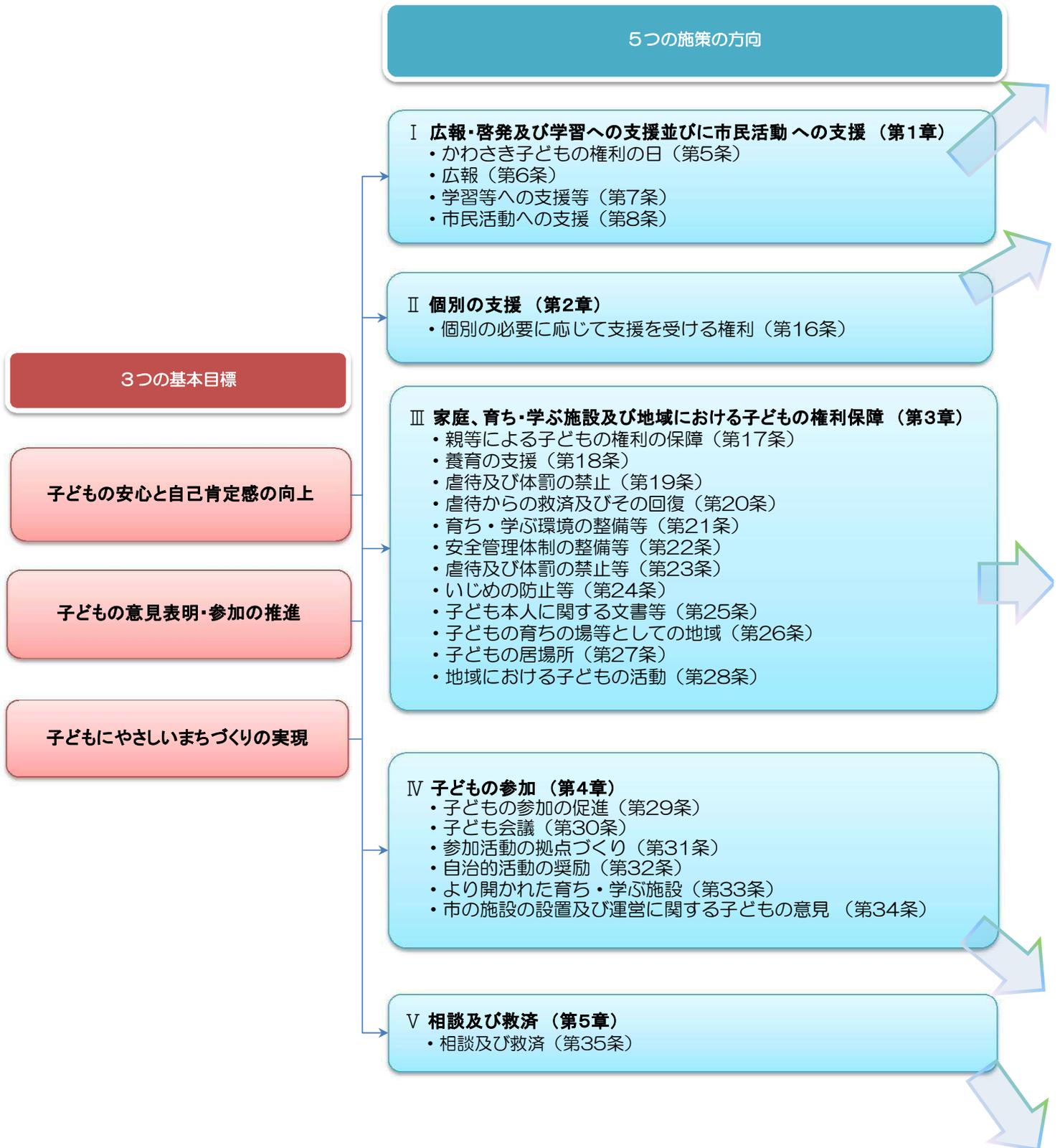
(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

最後に、「子ども最優先」という国際原則を挙げながら、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を実施する必要があります。

---

<sup>10</sup> 日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、1951（昭和26）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

第4次行動計画では基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策の中でも、特に重点的に取り組む3つを重点施策として位置付けています。この体系に基づき、事業を実施します。



29の推進施策

<重点施策>

- (1) 子どもの権利の理解を広める取組(第5・6・7条関連)
- (2) 子どもを権利侵害から守る取組(第19・20・23・24条関連)
- (3) 居場所を失った子どもへの支援の取組(第27条関連)

42の具体的な取組

- (1) 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後に市と市民の協働のもとに行います。\*重点施策(1)
- (2) 子どもへの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めます。\*重点施策(1)
- (3) 子どもへの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。\*重点施策(1)
- (4) 子どもへの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援に努めます。

①  
⑥

→ P.20~

- (5) 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に感じ、必要な支援を行うよう努めます。
- (6) 様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

⑦  
⑪

→ P.22~

- (7) 親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行います。
- (8) 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。
- (9) 事業者に対し、雇用される市民が安心して子育てができるよう支援を求めていきます。
- (10) 親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。\*重点施策(2)
- (11) 虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。\*重点施策(2)
- (12) 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等の環境を整備します。
- (13) 育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。
- (14) 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。\*重点施策(2)
- (15) 育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。\*重点施策(2)
- (16) 育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては、研修を行います。\*重点施策(2)
- (17) 育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。\*重点施策(2)
- (18) 育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。
- (19) 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。
- (20) ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。\*重点施策(3)
- (21) 地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

⑫  
⑳

→ P.24

- (22) 子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。
- (23) 市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。
- (24) 子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。
- (25) 育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。
- (26) 育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。
- (27) 子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの意見を聴くよう努めます。

⑳  
④①

→ P.31~

- (28) 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できるような環境づくりに努めます。
- (29) 関係機関と連携して、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

④①  
④②

→ P.35

### 3 基本目標

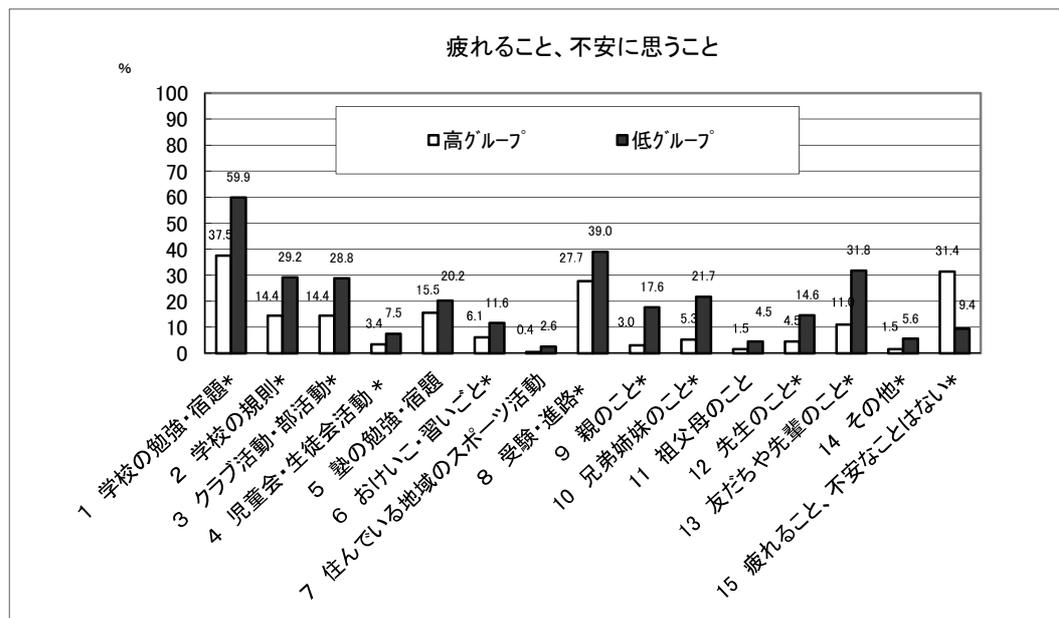
本計画の基本理念を踏まえながら、第3次行動計画の理念や目標を現状に従い再度整理し、子どもの権利を保障する上で目指すべき3つを基本目標としました。

#### 子どもの安心と自己肯定感<sup>11</sup>の向上

「子どもが安心して生きる権利」の保障は、子どもがそのかけがえのない価値と尊厳を守られ、豊かな子ども時代を送る上でもっとも大切なことです。

また、実態意識調査によると、自己肯定感などを表す自己評価度が高いグループは、低いグループと比較して「疲れること、不安なことはない」と答える子どもが多いという結果が表れています。子どもの心身の状態と自己肯定感には相関関係があることが分かっています。子どもがあらゆる差別を受けず、虐待や体罰、いじめ等から守られ、子どもが安心して生活し、自己肯定感を持てるよう取り組みます。

表 19



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

<sup>11</sup> 「ありのままの」自分を肯定的にとらえ、自分を好きになり、大切に思う気持ちのことを言います。

## 子どもの意見表明・参加の推進

子どもの権利を保障する上では、様々な場面で子どもの意見表明と参加を促進し子どもの意見を取り入れる必要があります。

子どもが生活する場面に応じて意見を表明することとは、単に意見を聴く機会の保障ではなく、いかにして子どもの意見を尊重し活かしていけるかということです。

子どもがおとなに一方的に決められるままではなく、まわりに自発的に働きかけ自主的に行動できること、どこでも何に対しても参加できることで、おとなとともに社会を構成するパートナーとして未来の社会の担い手として育つことができます。そのため、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

## 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利を保障する上では、子どもが豊かに育つことができるよう環境を整える必要があります。

一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち、子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち、子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち、川崎市は子どもの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

#### 4 施策の方向

施策が条例のどの条文に基づいて実施されているかが分かるよう、各施策と条例との関係性を明確にしました。そのため、施策の方向では、条例の第1章から第5章の趣旨を示した5項目を設け、その下に条例の条文に基づく29の推進施策、42項目の具体的な取組を配置しました。また、推進施策のうち特に重点的に取り組む必要のあるものは重点施策と位置付けました。この体系に基づき各所管課による事業が実施されます。

##### 施策の方向 I

##### 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援（条例第1章）

該当条文：「かわさき子どもの権利の日<sup>12</sup>（第5条）」

##### 推進施策（1）・・・\*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後に、市と市民の協働のもとに行います。

1

##### 具体的な取組

かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、子どもの権利学習を推進します。

##### おもな所管

市民・こども局  
教育委員会事務局

該当条文：「広報（第6条）」

##### 推進施策（2）・・・\*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

子どもの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。

2

##### 具体的な取組

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。

##### おもな所管

市民・こども局  
教育委員会事務局

<sup>12</sup> 条例では、国連で条約が批准された11月20日をかわさき子どもの権利の日としており、広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために市民と協力して各種事業を行います。

該当条文：「学習等への支援等（第7条）」

推進施策（3）・・・\*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 具体的な取組

親等を対象とした家庭教育、権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

子どもの権利に関する認識を深めるため、権利の意義について施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。

市民・こども局  
こども本部  
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

該当条文：「市民活動への支援（第8条）」

推進施策（4）

子どもの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

6 具体的な取組

区が構築する地域のネットワーク等により、子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。

おもな所管

区役所

施策の方向Ⅱ  
個別の支援（条例第2章）

該当条文：「個別の必要に応じて支援を受ける権利（第16条）」

推進施策（5）

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7

具体的な取組

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語による情報発信を行うほか、外国人母子保健サービス支援等を行うよう努めます。

おもな所管

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画による学習や思春期精神保健相談等の各種相談事業により子どもに対して必要な支援を行うよう努めます。

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害をはじめとした障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会復帰に向けた支援等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等による情報提供や、不登校の子どもへの適応指導教室等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

## 推進施策（6）

様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

11

### 具体的な取組

外国籍や障害など様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう市民に対する啓発を行います。また、いじめや不登校の未然防止のための「かわさき共生＊共育プログラム」などによる、学校での教育を推進します。

### おもな所管

市民・こども局  
健康福祉局  
教育委員会事務局

## 施策の方向Ⅲ

### 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

#### 該当条文：「親等による子どもの権利の保障（第17条）」

##### 推進施策（7）

親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行います。

12

##### 具体的な取組

子どもの権利が保障されるよう、条例パンフレットの配布や、研修、講演会への講師派遣等により、親等に対して子どもの権利に関する啓発を行います。

##### おもな所管

市民・こども局  
教育委員会事務局

#### 該当条文：「養育の支援（第18条）」

##### 推進施策（8）

親等に対し子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

##### 具体的な取組

ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの養育に関する必要な支援を行います。

##### おもな所管

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

14

ひとり親や、障害のある子ども等、個別の支援を必要とする子どもを持つ親等に対し、各種相談事業や子ども発達支援事業等により養育を支援します。

こども本部  
健康福祉局  
区役所

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

### 推進施策（9）

事業者に対し、雇用される市民が安心して子育てがしやすい職場環境づくりに関する啓発を行います。

15

#### ※ 具体的な取組

仕事を持つ親等が安心して子育てできる環境づくりのために、ワーク・ライフ・バランスの推進等、事業者に対する啓発を行います。

#### おもな所管

市民・こども局  
こども本部

該当条文：「虐待及び体罰の禁止（第19条）」

### 推進施策（10）・・・※重点施策（2）子どもを権利侵害から守る取組

親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。

16

#### ※ 具体的な取組

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

#### おもな所管

こども本部  
区役所

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

こども本部  
区役所

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「虐待からの救済及びその回復（第20条）」

推進施策（11）・・・\*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。

18

具体的な取組

児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

おもな所管

こども本部  
区役所

該当条文：「育ち・学ぶ環境の整備等（第21条）」

推進施策（12）

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備します。

19

具体的な取組

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

おもな所管

こども本部  
教育委員会事務局

該当条文：「安全管理体制の整備等（第22条）」

推進施策（13）

育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

20

具体的な取組

学校や保育園においてバリアフリー化やボランティアの導入等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう安全管理体制を整備します。

おもな所管

こども本部  
教育委員会事務局

該当条文：「虐待及び体罰の禁止等（第23条）」

推進施策（14）・・・\*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。

21 具体的な取組

条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

市民・こども局  
こども本部  
教育委員会事務局

推進施策（15）・・・\*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

22 具体的な取組

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

おもな所管

こども本部  
教育委員会事務局

該当条文：「いじめの防止等（第24条）」

推進施策（16）・・・\*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては研修を行います。

23 具体的な取組

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

市民・こども局  
こども本部  
教育委員会事務局

推進施策（17）・・・\*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

25 具体的な取組

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「子ども本人に関する文書等（第25条）」

推進施策（18）

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

**26** ※ 具体的な取組

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を、個人情報保護条例に基づき適切に管理し、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども本部  
教育委員会事務局

該当条文：「子どもの育ちの場等としての地域（第26条）」

推進施策（19）

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。

**27** 具体的な取組

安全・安心なまちづくりに向け、子どもを対象とした交通安全推進事業等の開催により、子どもの取り巻く環境を整備します。また、地域子育て支援センターや地域教育会議により地域の子育て環境や教育環境を整備します。

おもな所管

市民・こども局  
区役所  
教育委員会事務局

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「子どもの居場所（第27条）」

推進施策（20）・・・\*重点施策(3)居場所を失った子どもへの支援の取組  
ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係  
をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。

28 具体的な取組

不登校の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。

おもな所管

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

29

子どもの居場所についての考え方及び役割等について、広報します。

市民・こども局  
こども本部  
教育委員会事務局

該当条文：「地域における子どもの活動（第28条）」

推進施策（21）

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

30 具体的な取組

行政区、中学校区の子ども会議により地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

## 施策の方向Ⅳ

### 子どもの参加（条例第4章）

#### 該当条文：「子どもの参加の促進（第29条）」

##### 推進施策（22）

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。

31

##### 具体的な取組

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

##### おもな所管

教育委員会事務局

32

育ち・学ぶ施設、その他活動の拠点となる場の運営等について、子ども運営会議や生徒会活動等、子どもが構成員として参加し、意見表明することを支援します。

こども本部  
教育委員会事務局

33

文化やスポーツなど、地域において子どもが活動に参加することを支援します。

市民・こども局  
こども本部

34

各種子ども教室や施設見学等により様々な社会体験ができるよう、子ども向けの事業を実施します。また、それらの情報を集約し、ホームページ等において子どもに分かりやすく提供します。

全局

該当条文：「子ども会議（第30条）」

推進施策（23）

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。

35

具体的な取組

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

36

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

教育委員会事務局

該当条文：「参加活動の拠点づくり（第31条）」

推進施策（24）

子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

37

具体的な取組

子どもだけで安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、子ども夢横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども本部

該当条文：「自治的活動の奨励（第32条）」

### 推進施策（25）

育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

38

#### 具体的な取組

学校における生徒会活動等、子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等が施設運営に反映されるよう努めます。

#### おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「より開かれた育ち・学ぶ施設（第33条）」

### 推進施策（26）

育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

39

#### 具体的な取組

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

#### おもな所管

こども本部  
区役所  
教育委員会事務局

該当条文：「市の施設の設置及び運営に関する 子どもの意見（第34条）」

### 推進施策（27）

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

40

#### 具体的な取組

子ども夢パークやこども文化センター等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子ども運営委員会を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

#### おもな所管

こども本部

## 施策の方向V

### 相談及び救済（条例第5章）

該当条文：「相談及び救済（第35条）」

#### 推進施策（28）

相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに努めます。

##### 41 具体的な取組

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードの配布や子ども教室の実施等を行います。

##### おもな所管

市民オンブズマン事務局

#### 推進施策（29）

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

##### 42 具体的な取組

相談・救済機関について、ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるよう広報を行うとともに、関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

##### おもな所管

こども本部  
区役所  
市民オンブズマン事務局  
教育委員会事務局